

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年5月13日 09時15分ごろ
発生場所	滋賀県大津市苗鹿 ^{のうか} 東方沖（琵琶湖南西部） 日吉台 ^{ひよしだい} 四等三角点から真方位097°1,680m付近 （概位 北緯35°04.9 東経135°53.7）
事故の概要	プレジャーボート ^わ 和20-16は、航行中、ミニボート（船名なし）は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年5月21日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 和20-16、0.4トン 253-34094滋賀、有限会社ピワコマリン寺田 B ミニボート（船名なし）総トン数なし（長さ約2.74m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型 B 操縦者B
負傷者	A なし B 軽傷（操縦者B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船首部に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 水象：湖面 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣り場を移動する目的で南西進中、船長Aが、船首方に船舶を見かけなかったため、前路に他船はいないと思い、右方の滋賀県大津市苗鹿の岸辺を見ながら航行を続けていたところ、知人の危ないという声が聞こえ、船首方至近に迫ったB船を認めたもののどうすることもできず、B船と衝突した。 B 船は、操縦者B及び同乗者1人が乗り、船首を北東方に向けて電動船外機を停止させ、釣りをしながら漂流中、操縦者Bが、船首方から接近するA船に気付いたもののA船が漂流中のB船を避けてくれると思い、釣りをしながら漂流を続けたところ、船首方至近にA船が近づいてきて、どうすることもできず、B船の船首部とA船の船首部とが衝突した。 操縦者Bは、本事故後、病院で診察を受け、左足打撲と診断された。
分析	A 船は、南西進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い、右方の

	<p>岸辺を見ながら航行を続けたことから、前路で漂流中のB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂流中、操縦者Bが、接近するA船が漂流中のB船を避けてくれると思い、釣りをを行いながら漂流を続けたことから、至近に迫ったA船との衝突を避ける動作をとることができないまま衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南西進中、B船が漂流中、船長Aが、右方の岸辺を見ながら航行を続け、また、操縦者Bが、釣りをを行いながら漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、進行方向に他船がないか常時、適切な見張りを行うこと。 ・漂流中、接近する他船を認めた場合は、機関を使用して移動するなど、余裕がある時機に衝突を避けるための措置をとること。